

天理市地域生活支援拠点等整備事業

1. 天理市地域生活支援拠点等整備事業について

地域生活支援拠点等整備事業とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図るものです。

目的

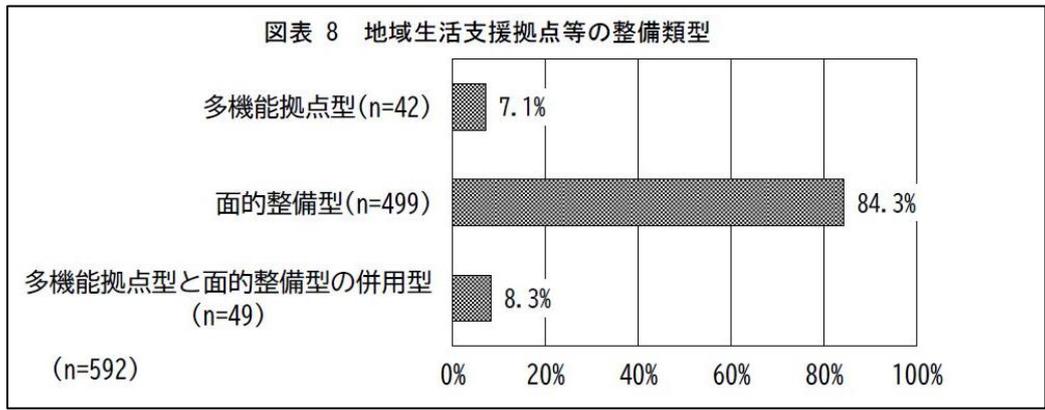
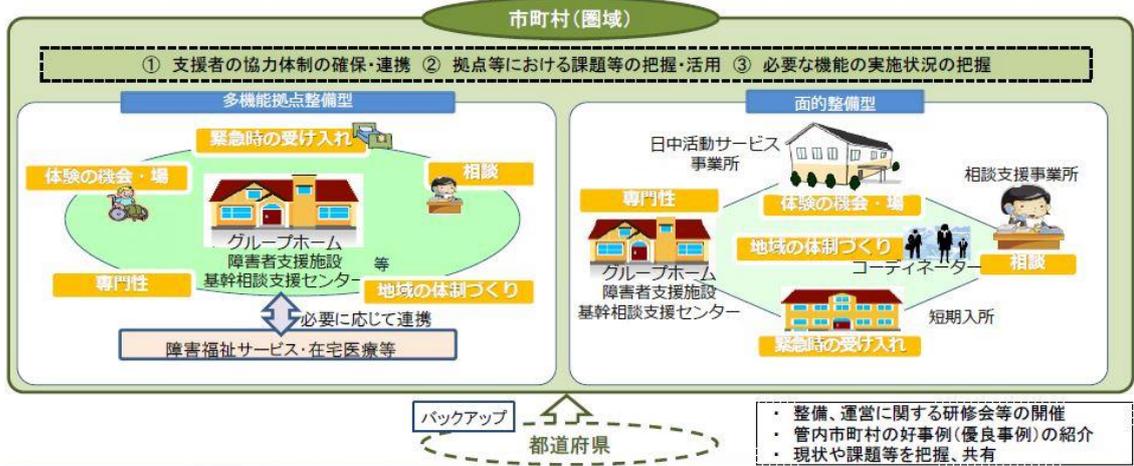
- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び、短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

経過

天理市では、令和2年度に多機能拠点整備型での整備を検討していましたが、中心となる事業所の選定過程で事業の進捗が困難となっていました。令和2年6月から9月にかけて天理市自立支援協議会及び障害者福祉団体連合会及び各障害者団体に聞き取りを行った結果、これらの意見をすべて反映した地域生活支援拠点を一つの事業所で担うことは困難であることが判明しました。

その後、再度事業をゼロベースにリセットし、事業設計を検討している間に、全国的に面的整備型の実績が多く積みあがってきました。当初、多機能拠点整備型・面的整備型のどちらであっても、事業所と天理市が業務委託契約を締結する必要があると考えていました。これらの実績をみると、機能を担う各事業所と業務委託契約を締結するのではなく、地域生活支援拠点の要件を満たす各事業所が自立支援給付費に地域生活支援拠点加算を請求することで、事業を実施することが可能であることが判明しました。

これらのことより、天理市における障害福祉事業所及び特定相談事業所等の社会資源を勘案し、全国的な事例を参考にしながら、地域における複数の事業所が幅広く参加することができ、分担して5つの機能を担う体制の「面的整備型」に舵を切って整備を進めることとしました。



※令和 3 年 10 月 1 日時点で地域生活支援拠点等が整備済みと回答した 592 市町村に整備類型を聞いたところ、「多機能拠点整備型」は 7.1%、「面的整備型」は 84.3%、「多機能拠点型と面的整備型の併用型」は 8.3%を占めていた。(厚生労働省調査より)

以前まで検討していた「多機能拠点整備型」は、ワンストップで相談から緊急対応まで対応が可能というメリットがある一方、中心となっていた事業所に 3 障害に対応した 5 つの機能を担っていただく必要があったため、事業所選定の過程で困難な状況となっておりました。一方、「面的整備型」は、それぞれの専門性のある事業所が、5 つの機能ごとに届出方式により地域生活支援拠点となつていただきます。各機能を担う事業所間を地域の体制づくりの機能を担う相談支援事業所がコーディネーターとなつて繋ぐことで面的に体制を整備します。「面的整備型」では、機能を担っていただいた事業所が加算の要件を満たした場合は、所定の加算を通常の給付費に加えて請求することが可能となります。

2. 地域生活支援拠点等の機能について

(1) 「相談」の機能

① 「相談」の機能の具体的な内容

緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

② 「相談」機能を担うことができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none">・利用の意向がある緊急時の支援が見込めない対象者についてフェイスシートを作成し、市への事前登録を行う。・緊急時の対応方法について家族と事前に話をしておく。（短期入所の体験利用※1の調整を行う等）・サービス等利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って作成する。	※1 ここでいう体験利用とは、初めての短期入所は本人も受け入れ側も不安になるため、事前に短期入所の利用を体験しておくこと。

③届出により算定が可能となる加算について

○特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入りの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）【報酬告示別表の14】

(2) 「緊急時の受入れ・対応」の機能

① 「緊急時の受入れ・対応」の機能の具体的な内容

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

② 「緊急時の受入れ・対応」機能を担うことができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 一般相談支援事業所（地域定着支援）	・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行う。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。	
短期入所事業所	・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所や利用者等から緊急受入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。	
訪問系サービス事業所 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）	・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所や利用者等から緊急受入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。 （例えば、相談支援事業所や利用者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行う。）	

③届出により算定が可能となる加算について

○特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）【報酬告示別表の14】

○一般相談支援事業所（地域定着支援）が対象の加算

緊急時支援費（I） 712 単位/日 + 50 単位（地域生活支援拠点等の場合）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算。（緊急時の対応を行った場合に算定）

○短期入所事業所が対象の加算

地域生活支援拠点等に係る加算 100 単位/日（利用開始日のみ算定）

市町村が地域生活支援拠点として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算。（緊急時の受け入れに限らず算定）

○訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）が対象の加算

緊急時対応加算 100 単位/回（月2回を限度）

+ 50 単位/回（地域生活支援拠点等の場合）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算。（緊急時の対応を行った場合に算定）

(3) 「体験の機会・場の提供」の機能

① 「体験の機会・場の提供」の機能の具体的な内容

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

② 「体験の機会・場の提供」機能を担うことができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 一般相談支援事業所（地域移行支援）	・病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。	
施設入所支援事業所 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型） 短期入所事業所	・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。	

③届出により算定が可能となる加算について

○一般相談支援事業所（地域移行支援）が対象の加算

障害福祉サービスの体験利用加算（「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合）

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定【報酬告示別表第1の4】

・初日から5日目まで500単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで250単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

体験宿泊加算（「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定【報酬告示別表第1の5】

・体験宿泊加算（Ⅰ）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

300単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・体験宿泊加算（Ⅱ）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向

けた体験的な宿泊支援を行った場合

700 単位/日

+ 50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)

○施設入所支援事業所が対象の加算

体験宿泊支援加算 120 単位/日

施設利用者の宿泊体験を支援した場合【報酬告示別表第9の8の2】

○日中活動系サービス事業所 (生活介護、自立訓練 (機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、) が対象の加算

障害福祉サービスの体験利用支援加算 (「体験の機会・場の提供」の機能を担う場合)

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り所定単位数に代えて算定

【報酬告示別表第6の13】

・初日から5日目まで500 単位/日

+ 50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)

・6日目から15日目まで250 単位/日

+ 50 単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)

○短期入所事業所が対象の加算

地域生活支援拠点等に係る加算 100 単位/日 (利用開始日のみ算定)

市町村が地域生活支援拠点として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算。(緊急時の受け入れに限らず算定)

(4) 「専門的人材の確保・養成」の機能

① 「専門的人材の確保・養成」の機能の具体的な内容

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方などに対し、専門的な対応の体制確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

② 「専門的人材の確保・養成」機能の役割

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方を支援するための研修等を実施する。

※届出により算定が可能となる加算についてはありません。

(5) 「地域の体制づくり」の機能

① 「地域の体制づくり」の機能の具体的な内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

② 「地域の体制づくり」機能を担うことができる事業所とその役割

事業所	役割	備考
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	・ 支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等にも報告し地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。	

③届出により算定が可能となる加算について

○特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

地域体制強化共同支援加算 2, 0 0 0 単位/回 (月 1 回を限度)

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会等に報告した場合に算定【報酬告示別表の 1 5】

なお、当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。【報酬告示別表の 1 5 の留意事項通知】

3. 届出の手続きについて（事業所向け）

1. 事前相談

届出を検討される事業所は、事前に社会福祉課まで相談してください。その際に、運営規程（その時点における変更前のもの）を確認させていただきますので、ご用意ください。（写しでも可。）

2. 運営規程の変更

事前相談で確認した内容に即して運営規定を変更していただきます。

3. 届出

事前相談ののち、添付書類を添えて社会福祉課へ届出書を提出してください。

提出書類

- (1) 届出書（要綱様式第 1 号） 2 部
- (2) 機能を担うことを記載した運営規程の写し
- (3) 天理市指定の事業所は、「届出書」（要綱様式第 1 号）と次の書類を同時に提出してください。

- ・「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」

注 1 奈良県指定の事業所は、「届出書（市の收受印のあるもの）」の写しを添付して体制届等を県へ提出する必要があります。体制届の添付資料等については、県へ確認してください。

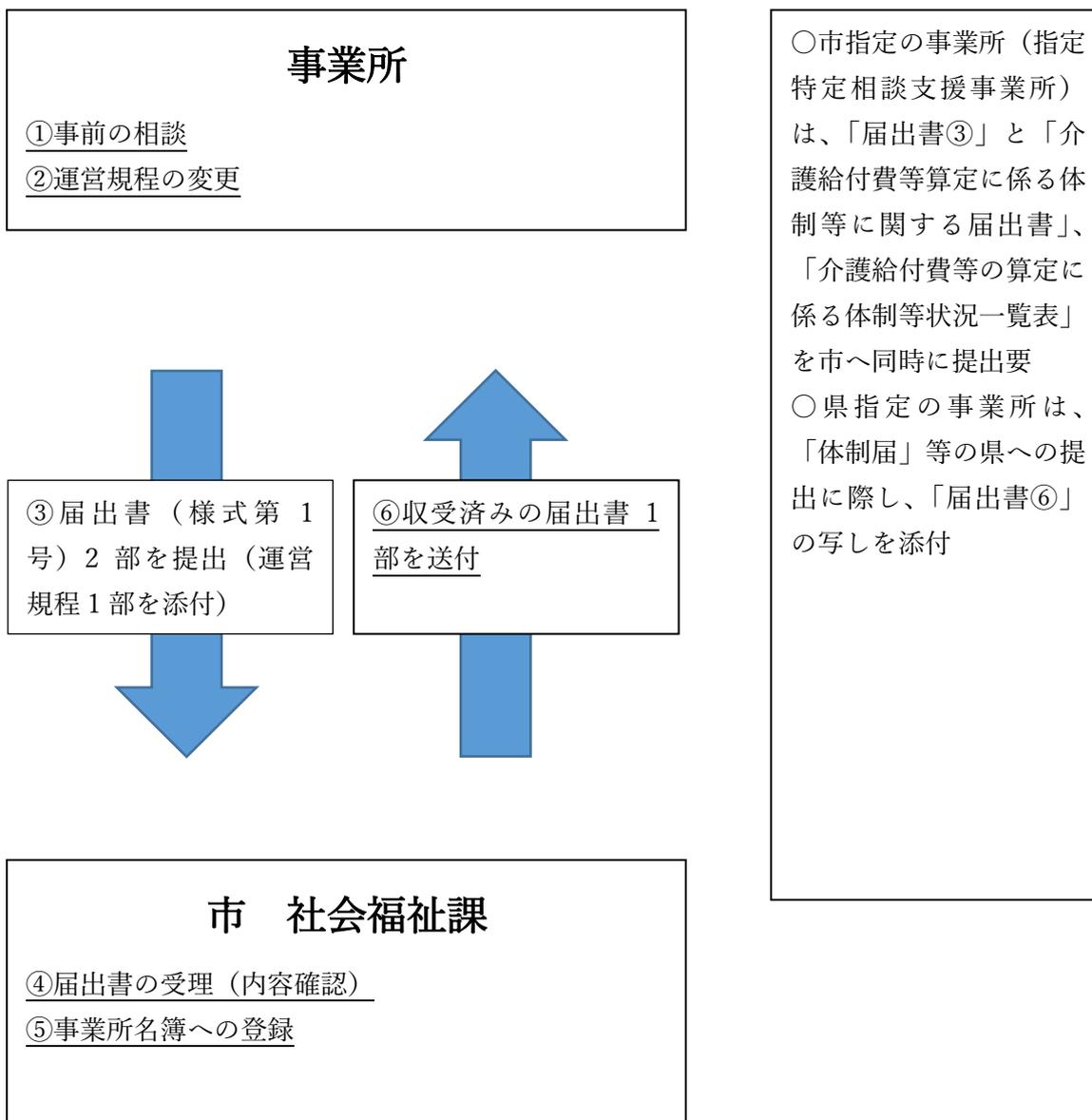
注 2 なお、天理市指定・奈良県指定の事業所ともに、体制届については加算を算定する前月の 15 日までに届出が必要です。（15 日までに届出された場合、翌月 1 日から加算の対象となります。提出された月は対象となりませんのでご注意ください。）

4. 登録

提出いただいた届出書を確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、受理した届出書の 1 部を事業所へ送付します。

また、地域生活支援拠点等事業所は、地域生活支援拠点等事業所名簿に登録し、ホームページ等で公表します。

天理市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出の手順



4. 登録・利用の流れ (利用者向け)

1. 案内

保護者が高齢、疾患があるなど、緊急時の支援が特に必要な方について、相談支援専門員や市の相談員がこの拠点等事業について案内します。

2. 同意書の提出及びフェイスシートの作成協力

個人情報の取扱いについて同意書にご記入し、市へ提出していただきます。また、相談支援専門員が、緊急時に備え、障害の状況や医療、生活面についてまとめたフェイスシートを作成しますので、聞き取りなどご協力をお願いします。

3. 対象者の登録

提出いただいた同意書やフェイスシートをもとに、市が対象者の登録を行います。

4. サービス等利用計画の見直し

緊急時に備えて、相談支援専門員がサービス等利用計画を見直し、緊急時のリスクをできるだけ減らせるようなサービス等利用計画を作成します。

作成されたサービス等利用計画に基づいて、「もしも」のときに備えて日頃から宿泊の練習をしたり、緊急時の連絡先の確認などを行っておくこととします。